

1. 会合名	「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」(第20回)
2. 日時	平成26年1月31日(金) 午前10時～10時50分
3. 議案	1. 平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)に伴う本協会自主規制規則等の改正について 2. ブラックアウトに関するセーフハーバールールへの対応案について 3. その他
4. 主な内容	1. 平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)に伴う本協会自主規制規則等の改正について ・内部者登録カードの登録対象者拡大に関する規則改正 内部者登録カードの登録範囲の見直しに関して、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の改正についての協会員通知案及び「内部者取引管理規程(社内規程モデル)」について事務局から説明を行った。 事務局案について特に反対意見はなく、事務局案のとおり今後改正の手続きを行うこととなった。 2. ブラックアウトに関するセーフハーバールールへの対応案について セーフハーバールールへの対応案として、「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則(以下「規則」という。)」及び『「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方(以下「規則の考え方」という。)」に当該趣旨を盛り込むかどうかについて、前回WG終了後にメンバーに意見募集を行い、寄せられた意見について事務局より説明を行った。 議論の結果、規則及び規則の考え方の両方に規定する方向で検討することとなった。規則等にどのような内容を盛り込むのかについては、WG終了後、WGメンバーに意見募集を行うこととした。次回WGにおいて議論を行い、具体的な改正作業は「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において行うこととなった。 (主な意見等) ・現時点で金融庁において検討されている開示ガイドラインへの記載イメージや改訂時期について教えてほしい。(事務局) ⇒ 開示ガイドラインに記載される文言については、金融審議会の報告書の文言に肉づけするイメージである。具体的には、開示ガイドラインの「C 個別ガイドライン」の「I. 『事業等のリスク』に関する取扱いガイドライン」のような分量になると思われる。規定する場所は、「B 基本ガイドライン」の法第2条(定義)関係の中に入れることを検討している。また、改訂時期は、本年夏を予定している(金融庁) ・前回WGでも議論したが、金融審議会の報告書に記載されている「継続的に行われている」の定義について、新しくカバレッジする企業についてのアナリスト・レポートの公表についても「届出前勧誘」に該当しないという整理をできないか。

	<p>⇒ 今後の庁内における議論次第ではあるが、現時点での整理では、新規にカバレッジするアナリスト・レポートは「届出前勧誘」に該当すると考えている。当該報告書に記載している「継続的」とは、1年間程度継続して行っていることをイメージしている。既にカバレッジしていたとしても、すべてのアナリスト・レポートが該当するというわけではない。(金融庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則に規定することと、規則の考え方に規定することにどのような違いがあるか。       <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 規則第17条(規則の考え方)において、当該規則の解釈等に関し必要な事項は規則の考え方において定めるものとする規定しているため、規則の考え方においても規則と同様の効力があり、状況によっては規則の考え方に違反した場合、規則違反となる可能性もある。(事務局)</li> </ul> </li> <li>・セーフハーバーについては、ある程度規則等で明示することが望まれる。「従来から継続的に行われているアナリスト・レポート」について、新規でカバレッジするレポートは「届出前勧誘」に該当するという解釈は苦慮している。1年間継続していないとアナリスト・レポートの公表を止めなければならないというのは実務上つらい。実務に即し、使い勝手がよくなるように検討してほしい。</li> <li>・規則第4条(社内審査)第4項にセーフハーバーを規定することは、開示ガイドラインが公表されていない段階では厳しいのではないかと。一方、規則の考え方に規定する示唆情報の部分は、開示ガイドラインが公表される前から規定しても問題ないと思われる。       <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 規則等にどのように書くのかの問題だと思う。開示ガイドラインが公表されるのを待ち、規則等の改正を行うと時期的に遅くなるので、規則と規則の考え方を分けて改正することも考えられる。(事務局)</li> </ul> </li> <li>・セーフハーバーについては、規則化し業界ルールとして明示した方がよいと考える。ただし、継続的に公表しているアナリスト・レポートが止まることは、何を意味しているかが、世間に知れ渡るのも事実である。規則の書きぶりは配慮する必要があると考える。</li> <li>・ブラックアウトの議論とは別の議論として、REITに関するアナリスト・レポートについては、現行の規則では定義上、読むことができないという問題がある。平成16年のWGでの議論では、REITに関するアナリスト・レポートは各社に取り扱いを任せるとしているが、今後、当該アナリスト・レポートも規則に定義に含まれるよう改正を行うかどうか検討する必要があると考えられる。(事務局)</li> </ul> <p><b>3. その他</b></p> <p>REITの資産運用会社の役員情報をJ-IRISSに登録する方法について、事務局から説明を行った。</p> <p>本件については、WGに参加している各社のシステム担当者を確認することになった。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p><b>5. その他</b></p>	<p>※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>

6. 本件に関する問  
い合わせ先

自主規制企画部 (03-3667-8470)